

税制上の優遇措置

(1) 寄附金控除(所得控除)による場合

寄附金(年間総所得の40%に相当する額が上限)が2千円(適応下限額)を超える場合は、その超えた金額がその年の課税所得金額から控除されます。

- 所得控除により還付される額の目安(参考)

課税所得金額	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円
寄附金額	還付金額(単位:円)							
1万円	1,600	1,600	1,600	1,800	1,800	1,800	2,600	2,600
5万円	9,600	9,600	9,600	11,100	11,100	11,100	15,900	15,900
10万円	19,600	19,600	19,600	22,600	22,600	22,600	32,400	32,400
30万円	59,600	59,600	59,600	68,600	68,600	68,600	98,400	98,400
50万円	99,600	99,600	99,600	114,600	114,600	114,600	164,400	164,400
100万円	199,600	199,600	199,600	229,600	229,600	229,600	329,400	329,400

※課税所得金額以外の所得がないことを前提とし、寄附金控除を受けた場合と受けなかった場合を比較して還付額(目安)を算出しています。

(2) 寄附金特別控除(税額控除)による場合

寄附金(年間総所得の40%に相当する額が上限)が2千円(適応下限額)を超える場合は、その超えた金額の40%に相当する額(その年の所得税額の25%に相当する額が上限)が所得税額から控除されます。

- 税額控除により還付される額の目安(参考)

課税所得金額	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円
寄附金額	還付金額(単位:円)							
1万円	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
5万円	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
10万円	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200
30万円	93,100	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200
50万円	93,100	143,100	193,100	199,200	199,200	199,200	199,200	199,200
100万円	93,100	143,100	193,100	243,500	301,000	358,500	399,200	399,200

※課税所得金額以外の所得がないことを前提とし、税額控除の上限額(所得税額の25%相当額)を算出しています。

例1)課税所得 600 万円の寄附者が 1 万円を寄附した場合

・所得控除(各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定。)

$$10,000 - 2,000 = 8,000 \text{ 円}$$

税率 20%

$$8,000 \times 20\% = \underline{1,600 \text{ 円}}$$

・税額控除(各寄附者の所得税額に関係なく所得税額から直接寄附金額の約 4 割を控除。)

寄附金 - 2,000 円 税率に関わりなく 40%を控除

$$8,000 \times 40\% = \underline{3,200 \text{ 円}}$$

※税額控除を選択した方が有利となる。

例2)課税所得 600 万円の寄附者が 100 万円を寄附した場合

・所得控除

$$1,000,000 - 2,000 = 998,000 \text{ 円}$$

$$998,000 \times 20\% = \underline{199,600 \text{ 円}}$$

・税額控除

$$1,000,000 - 2,000 = 998,000 \text{ 円}$$

$$998,000 \times 40\% = 399,200 \text{ 円}$$

ただし控除上限に達するため 193,100 円が控除限度額

※高額な寄附を行う場合は税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合が多い。

(3)確定申告に必要な書類

所得控除・・・「特定公益増進法人証明書(写)」、「寄附金受領書」

税額控除・・・「税額控除に係る証明書(写)」、「寄附金受領証」